

岩手県告示第663号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次のとおり急傾斜地崩壊危険区域を指定する。

平成21年8月18日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 名称 小子内
- 2 区域 次に掲げる土地に存する標柱1号から9号までを順次結んだ線及び標柱1号と9号を結んだ線に囲まれた土地の区域

市町村	大字	字	地番	標柱番号
九戸郡洋野町	小子内第3地割	平	42番11 42番3 42番30 42番29 42番20	標柱1号及び7号から9号まで 標柱2号 標柱3号 標柱4号 標柱5号及び6号